

1 医師賠償責任保険とは

医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害が**保険期間中に発見された場合に（事故発見日ベース）**、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

2 桐医会会員向け 団体医師賠償責任保険の特長

- ①保険料は、**最大団体割引の20%**を適用！
- ②補償額も、**1事故につき2億円の補償**を実現！（Sタイプの場合）
- ③便利な**自動口座引落としシステム**で、**自動継続**により手続きモレを防ぎます。

*ご加入者（被保険者）は、桐医会会員、同賛助会員など、桐医会会則第5条で認められた方に限られます。

3 保険料と支払限度額

(1) 保険料は次の2タイプからお選びください。(団体割引：20%、免責金額：なし)

タイプ	対人支払限度額		年間保険料 (一時払)
	1 事故	保険期間中	
Sタイプ	2億円	6億円	51,570円
Aタイプ	1億円	3億円	40,660円

- ①保 険 期 間：2026年1月1日午後4時～2027年1月1日午後4時（1年間）
中途加入時は、保険料（下表参照）振込月の翌月1日午後4時～2027年1月1日午後4時までです。
- ②保 険 料：ご加入初年度のみ下表保険料を現金でお振込みください。
次年度より、毎年2月6日にご指定口座から自動引落としとなります。
次年度の自動引落とし用に、加入申込書・左側に記載の「口座振替登録書」に口座情報を記入・押印（登録印）ください。
- ③自 動 継 続：現在ご加入の方につきましては、別途ご案内する「更新のご案内」をご確認ください。「更新のご案内」に記載の期日までにご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。
毎年10月初旬以降にお送りする更新案内に沿ってお手続きください。
- ④募集締切日：初年度のみ加入該当月の保険料を、前月20日までにお振込みください。中途加入の場合、ご加入希望月の前月20日までに、加入申込書の郵送と同時に下記保険料をお振込みください。

(2) 中途加入の場合

通常ご加入月の前月20日までに下表記載の中途加入保険料をお振込みいただきますが、**新入研修医の方々などには随時受付けを行っております**ので、ご遠慮なく別途桐医会パンフレット末尾に記載の ***総合お問合せ先*** までお問合せください。

中途加入保険料（円）												
始期日	1月1日付	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日
Sタイプ	51,570	47,270	42,970	38,680	34,380	30,080	25,790	21,490	17,190	12,890	8,600	4,300
Aタイプ	40,660	37,270	33,880	30,500	27,110	23,720	20,330	16,940	13,550	10,170	6,780	3,390

《開業を予定されている先生方へのご注意》

勤務医の方が開業される場合は、契約内容の変更手続きが必要ですので、事前に ***総合お問合せ先*** または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

4 医師賠償責任保険の内容

(1) 保険金をお支払いする場合

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因して発生した患者の身体・生命の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見^(注)された場合に限りです。

(注) 被保険者が事故を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)、または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)、のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

勤務先の病院賠償責任保険との関係

- 多くの病院が独自で加入している病院賠償責任保険では、病院管理下外の勤務医の出張医療や外部の医療施設での医療行為は対象となっておりません。
- 実際に事故が起きた時の対応方法は、まず病院としての法律上の責任を検討し、病院を窓口として患者側との交渉・解決を図ることが一般的ですが、勤務医師個人の責任も追及される可能性もあり、そうした場合に、この保険が対応します。一方、患者側から勤務医師個人への責任追及がなされた場合は、この勤務医師賠償責任保険の対象となりますが、病院の責任部分については保険金のお支払い対象になりませんのでご注意ください。

(2) お支払いする保険金の種類、お支払い方法

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
③損害防止軽減費用	事故 ^(注) が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故 ^(注) が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(注) 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

- 上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 日本国外で行われた医療業務 | 力である場合を含みます)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 |
| (2) 名誉き損または秘密漏えい起因する賠償責任 | |
| (3) 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 | (7) 保険契約者または被保険者の故意 |
| (4) 医療の結果を保証することによって加重された賠償責任 | (8) 地震、噴火、洪水、津波または高潮 |
| (5) 所定の免許を持たない者が行った医療行為に起因する賠償責任 | (9) 被保険者と他人との間の約定によって加重された賠償責任 |
| (6) 医療施設(設備を含みます。)、航空機、車両(原動力がもっぱら人 | (10) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 等 |

5 お申込み要領(簡単な3つのステップです)

同封の桐医会福利厚生制度加入申込書一左ページ(兼、預金口座振替登録書一右ページ)をご用意ください。

- 申込書の記入** (申込書左ページ) 赤枠内を記入します。(住所をよく変更される場合はご実家が便利) 医師賠償責任保険のタイプを決めます。高額賠償に耐えるSタイプがベストです。
(申込書右ページ) 上段青枠内に、氏名・住所を記入します。
口座情報を全て記入し、登録印を1-2ページに押印ください。
- 保険料の振込** 同封の郵便局「払込取扱票(ATM可)」にて、加入該当月の初年度保険料を振込みます。
振込みは加入前月20日までに行ってください。
- 申込書の郵送** 保険料振込みと同時に、申込書(口座登録書)を返信用封筒で郵送します。(3枚目は控)
約1カ月後、「加入者証」が届きますので、1年間大切に保存ください。

ご注意

- ご加入後、住所や加入内容を変更される場合は、事前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- 開業される場合は、この保険を切り替えて、別途開業医向けの賠償責任保険等にご加入いただく必要があります。事前に代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。
- 日本医師会のA会員である場合には、「日本医師会医師賠償責任保険」に加入されております。「日本医師会医師賠償責任保険」に関するお問い合わせは、日本医師会ならびに各都道府県医師会の窓口にご連絡ください。